

# 生保裁連

第四〇号 一〇〇九年八月発行  
○発行 全国生活保護裁判連絡会  
○事務局 つくし法律事務所  
(〇七五一四一三二二四)



## 全国生活保護裁判連絡会 第15回総会・交流会の「」案内

### なべやう貧困、地域かじ ～今、生活保護が熱い！

今年は埼玉で会いましょう！

記念講演 「豊かさくのもう一つの道～貧困、地域、派遣村」 晴峻淑子さん（埼玉大学名誉教授）

●派遣村における生活保護適用、母子加算復活法案参議院可決：いま生活保護に熱い視線！

●2009年北九州市相手の裁判で連勝！二郷事件も勝利しそう！

【日時】2009年9月20日（日）開場午前9時30分 開会  
午前10時 閉会午後4時

【会場】さいたま共済会館（JR浦和駅西口下車10分）さいたま市浦和区岸町7-15-14

【参加費・資料代（現金払込）】○参加費 500円 ○資料代  
1,000円

【申込・問い合わせ先】全国生活保護裁判連絡会事務局 つくし法律事務所 TEL 075-241-1661 E-mail jinken@eagle.ocn.ne.jp  
【現地連絡先】埼玉県社会保障推進協議会  
TEL 336-0011 さいたま市浦和区岸町7-12-8 田舎労連会館内  
E-mail info@shahokyo.org

## 生存権裁判特集

### 福岡生存権訴訟判決について

弁護士 繩田浩孝

6月3日、土砂降りの雨の降る中、福岡生存権訴訟の判決があつた。結果は、原告側の敗訴で、訴訟会場まで、雨の中を、高齢で、足の悪い方が多い原告を歩かせるのが、本当につらかった。

福岡生存権訴訟は老齢加算の減額廃止の違憲違法を争う訴訟である。原告は最終的に39名、平均年齢約79歳、最高齢90歳（いずれも結審時）である。福岡での訴訟の特色は、裁判官が原告2名の自宅に来て尋問を行つたこと、高齢者の医療・介護に携つておられる医師やホームレス支援に携つておられるNPO法人の担当者を証人として高齢者の特別需要発生の医学的基礎や介護保険などとの関係、高齢者の生活の実態やその中で必要となつてくる最低限の費用など、高齢者の特別需要の存在に焦点をあてて立証したことがあげられる。年をとれば慢性疾患や障害に苦しむようになる。そのため生活する上で他人の手や足を借りなければならなくなる。それには当然お金がかかる。介護保険もあるが、それで全てカバーされるわけではない。しかし、老齢加算廃止後は70歳になるとそれまでより約3000円基準生活費が少なくなる。健康寿命から見て、だんだん人の手を借りなければならなくなりお金がかかり出す年齢になつて、かえつて保護費が減る。それはいく

らなんでもおかしいでしょう。ところが、福岡での素朴な主張であった。

しかし、そのような主張は判決ではバツサリ切られたというか、正面から取り扱われなかつた。判決は、国が老齢加算減額廃止の根拠とした2つの比較論に法56条の正当理由があるとしたのである。すなわち、単身無職の60歳から69歳までの者と70歳以上の者の生活扶助相当消費支出額を比較すると、全世帯平均、第1・5分位、第1・10分位において、いずれも60歳から69歳までの者より、70歳以上の者の生活扶助相当消費支出額が低いというのが比較①であり、第1・5分位の70歳以上の者の老齢加算を除く生活扶助基準額を比べると、生活扶助基準額が高いというのが比較②である。この2つの比較論に対し、原告側は漏給層の存在等、多くの問題点を指摘して批判したが、受け入れられなかつた。やはり、比較①における第1・10分位、第1・5分位だけでなく、全世帯平均でも70歳以上の者が生活扶助相当消費支出額が低いという点が重く効いたのではないかと想像する。しかし、やはり比較論には問題がある。健康寿命から見て、だんだん人の手や足を借りなければならなくなる年齢になつて、かえつて消費が減るというのは、事理に反するからである。そのような事理に反することが現実に起きているとすれば、それはそのような事理に反することを強いる理由があるからである。各種の統計を見ると、高齢者は貯蓄を取り崩して消費をしている。それが70歳を超えると、先のような人の手や足を借りなければならなくなっている。そういう事情が新たに出てくるはずなのに、60代よりも消費が少なくなるというのは、やはりおかしい。そのようなおかしなことが起きる理由は、

70歳を超えると60代よりもさらに仕事がなくなり、年金を補う収入を得にくくなり、今後の生活の不安から貯蓄の取り崩しを控えざるを得なくなるからとしか考えられない。需要はあるのにそれを実現する収入がないから消費を控えざるを得ないという状態になつていると思われる所以である。つまり、国の比較論の基礎となつてゐる数字は、70歳を超える高齢者の需要を反映した数字ではないから、それを法56条の正当理由にすることはできないと考えられるのである。

がもたらした成果だと言えます。

また、最近、北海道弁護団では、若い世代が母子加算問題へ関心を持ち、裁判を支援してくれるよう、学生への働きかけを意識しています。弁護団員が様々ななつてをたどっては大学のゼミに母子加算訴訟の話をしに赴いています。少しずつ成果が出始め、前回の札幌地裁での期日では3人の学生さんが傍聴に来てくれました。これをきっかけに支援の学生の輪を広げて行きたいと考えております。

これからも「支持」「支援をよろしくお願いいたします。



北九州市自動車裁判  
う峰川訴訟  
弁護士 深堀寿美

1. 去る5月29日、福岡地方裁判所は、北九州市自動車裁判において、北九州市の保護停止処分決定が違法であると判断し取消を命じ、加えて、その違法処分につき北九州市に対し損害賠償を命じる判決を出しました。この判決は、北九州市が控訴を断念したことで確定し、北九州市はこの夫妻に謝罪をしました。

2. 本件の概要はこうです。高齢の障害者夫婦（処分当時夫67歳、妻74歳）は野菜の露天商をしていた時分から、何十万キロも走行距離がある処分価値のない軽自動車を保有していました。露天商の仕事には、夫婦の病気や障害はありました。が、妻は車椅子での移動を余儀なくされ、通院に自動車が不可欠でした。ところが、北九州市の門司福祉事務所（本年5月にも39歳男性の餓死者が出たところ）は、ずっと「手放すよう」処分指導をしてきました。夫婦は、処分には逆に費用がかかるし、自動車が無くなると日常生活が送れないのでも、ずっと拒んでいましたが、2004（平成16）年の8月にとどう自動車の処分指導に従わなければ、「遊興等のために使用している」という状況であれば（旧別冊問答集問138）、「指導」の対象にはなりませんが、この世帯は、高齢の婦そろって外出に自動車は不可欠でした。そこで、処分できない自動車の「使用」は、百歩譲つて、保護世帯が仮に「遊興等のために使用している」というような状況であれば（旧別冊問答集問138）、「指導」の対象にはなりませんが、この世帯は、高齢の障害者の通院及び日常生活に使っているだけですから、「使用」も指導の対象にもなりません。

行政は、これら2点をごちゃ混ぜにし、だから「保有を認めることが真に必要ではなかつた」との主張に終始していました。この点は「い」として保護を再開しました。それなら最初から停止にするべき、などと言いたいです)。

3. 裁判所は、当該夫妻には自動車の保有を認めることが真に必要であるとする特段の事情があつた。それなら最初から停止にするべき、などと言いたいです)。

4. 福岡では、1998年5月に大牟田自動車裁判でも、母子家庭の母親が親戚から自動車を借りて通勤や生活に使用していたことを理由に保護廃止処分をしたこと違法として取り消させた経緯もあります。自動車を巡る二つの裁判をし、二つの裁判とも1審で確定しているのですが、保有しても処分されない理由は、今回の裁判でもスッキリしませんでした。

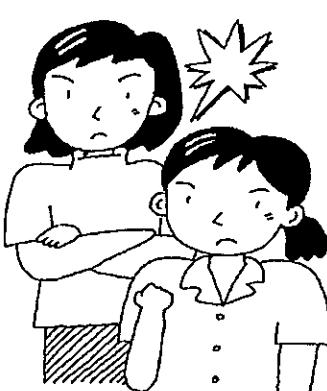
5. 二つの裁判とも、行政は「言い分の一部は認められたので」という理由で控訴していませんので、

利益を得られるという点を社会情勢や国民感情から容認できるかどうかを考えるべきだ、といいます。

まず第一に、処分価値のない自動車（北九州市も争つていません）は、売れないのですから、「売却ではありません。ただし、自動車を保有していません。露天商の仕事には、夫婦の病気や障害にはなりません。「保有して」、自立した生活を送れるよう「活用する資産」に該当するはずです。処分をするとかしないとかの問題にはなりません。ただし、夫も心臓病があり、自動車は処分価値が無くても当然に保有が認められるものではない、と結論づけています。

自立のための保護費消費自由の原則を一部認めた学資保険裁判最高裁判決に従えば、「維持費が掛かる」というようなことはおよそ処分根拠になりません。また、保有率について、これまで、行政ですら「一般世帯」での普及率を問題にしていましたのは、何故、低所得者層での保有率を問題にするのでしょうか。母子加算廃止の暴論と同じ論法を裁判所まで取つてているのです。

母子加算復活法案、参議院で可決！  
弁護士 舟木浩



本年6月25日、生活保護の母子加算を復活させる法案が参議院本会議で可決されました。生活保護基準の設定は厚生労働大臣の裁量事項であり、本来、国会の審議は予定されていません。母子加算の復活という生活保護基準の一部変更が法案として提出されたこと、そして、それが可決されたことは、いずれも生活保護の歴史上初めてのことです。今回の画期的な取り組みについて、法案提出や可決に至る経緯の概略をご報告いたします。

事案の早期解決のためには、判決理由は確かに役に立つています。しかしながら、保有の可否の点をどこかでスッキリさせないと、この自動車保有問題を根本的に解決することはできず、紛争は繰り返してしまう、と考えています。

生活保護の母子加算は本年4月1日に全廃されました。これに対し、母子加算の復活を求める運動を盛り上げるべく、全国的な審査請求の取り組みが進められ、5月15日には全国各地の160名以上の方々が審査請求を起こしました。また、急遽、「戻せ！母子加算」集会実行委員会が立ち上げられ、5月24日にはフリーダイヤルで全国どこからでも相談を受け付ける「ひとり親家庭なんでも電話相談」を実施し、併せて、母子加算の復活を求める緊急集会を京都で開催しました。

このような運動の盛り上がりを背景にして、民主党を中心に母子加算復活法案の提出に向けた準備が進められました。民主党の山井和則議員はかねてから法案化の構想を進めており、本年5月25日、山井議員を中心にして民主党内に母子加算復活作業チームが結成されました。このチームは、その後、連日勉強会を開催して、当事者、支援者、学者、厚生労働省などから聞き取りを実施しました。そして、6月4日、野党四党からの共同提案という形で、衆議院に母子加算復活法案が提出されました。

この法案提出を受けて、弁護士や市民団体などが更なる社会的な盛り上がりを作り、与党に対する働きかけを強めました。法案提出に対しては、6月4日、生保裁判連や反貧困ネットワークなど7つの市民団体が

連名で法案提出を歓迎する声明を発表しました。また、6月9日に者は、岩波新書『子どもの貧困』の著者である阿部彩さん、評論家の樋口恵子さん、しんぐるまさあず・リーダイヤルで全国どこからでも相談を受け付ける「ひとり親家庭なんでも電話相談」を実施し、併せて、母子加算の復活を求める緊急集会を京都で開催しました。

貧困ネットワークの代表である宇都宮健児弁護士、竹下義樹弁護士もに貧困を背負わせないで」を弁護団や日弁連「貧困と人権に関する委員会」に所属している弁護士らが国会議員のもとを回り、母子世帯に貧困が集中している実態を無視した母子加算廃止の問題点を説明し、厚生労働省が代替策と称する施策を批判しながら、母子加算の復活を求めました。6月13日には、生存権裁判を支援するシンポジウムを開催しました。

しかし、厚生労働省から与党議員に対する巻き返しもあったようですが、このような波状的な運動の盛り上がりによって法案可決に向けて与党の協力を得るには至りませんでした。そこで、野党四党は、衆議院に提出していた法案を6月15日に取り下げ、翌16日、参議院に法案を提出し直しました。6月17日には、党首討論において鳩山由紀夫は、民主党党首が母子加算の復活に言及するに至りました。弁護士や市民団体は与党議員に対する働きかけを続けました。6月18日には日弁連が生活保護「母子加算」制度の復活を求める会長声明を発表しました。また、市民団体は、同日、参議院議員に向けて緊急院内集会「子育てを応援するつてウソ？」を開催し、母子加算の復活を呼びかけました。そして、集中的に母子世帯の当事者、市民団体、法律家の声を国会議員に届け続けた成果として、6月25日、参議院厚生労働委員会において母子加算復活法案が採択され、同法案が本会議でも採択されました。ただ、やはり与党の協力を得ることはできず、残念ながら、いずれの審議においても与党議員は退席しました。与党の審議拒否に対する抗議が近づいています。この間の取り組みを踏まえ、民主党のマニフェストには母子加算の復活が盛り込まれました。政権交代が実現するか否かは選挙の結果を見るまでわかりませんが、どのような結果になろうとも、貧困の連鎖を加速させる誤った施策をこのまま放置することはできません。引き続き、母子加算の復活を求めていきたいと思います。そして、母子加算の復活が実現した後には、その成果を老齢加算の復活や生活保

